

一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人和歌山県建築住宅防災センターが、別に定める一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター確認審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認の申請手数料)

第2条 業務規程第13条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、次の表に掲げるとおりとする。ただし、天空率の審査を伴うものについては、審査項目ごとに5,000円を加算する。

床面積の合計	手数料の額（消費税非課税）
30㎡以下のもの	7,000円
30㎡を超え100㎡以下のもの	13,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	20,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	25,000円

(計画変更確認の申請手数料)

第3条 業務規程第21条に規定する計画変更の確認の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、7,000円とする。ただし、床面積の増加が30㎡を超える場合は、第2条の手数料とする。

(中間検査の申請手数料)

第4条 業務規程第24条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき次の表に掲げるとおりとする。ただし、床面積の合計は、1階の床の施工が始まる前の工程の場合は1階の床面積とし、それ以降の工程の場合は、梁等の床を支える構造の主要な部分が施工されている部分は床があるものとみなして算定するものとし、当該中間検査以前の工程で中間検査を行っている場合は、その対象面積を減じるものとする。

ただし、住宅瑕疵担保責任保険の現場審査と同時に中間検査を実施する場合は、下記金額から一件につき2,000円減じるものとする。

床面積の合計	手数料の額（消費税非課税）
30㎡以下のもの	13,000円
30㎡を超え100㎡以下のもの	15,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	21,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	26,000円

(完了検査の申請手数料)

第5条 業務規程第31条に規程する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額（消費税非課税）	
	中間検査を行っていない場合	中間検査を行っている場合
30㎡以下のもの	18,000円	13,000円
30㎡を超え100㎡以下のもの	21,000円	15,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	26,000円	21,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	35,000円	29,000円

(附則)

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。